

# 解体業・破砕業の許可について

公布日  
(平成14年7月12日)

1号施行日  
(許可制度施行)

2号施行日  
(本施行)

[ 公布後 2年以内 ]

[ 公布後 2年 6月以内 ]

約 6ヶ月

廃掃法の業許可を  
取得している業者

3ヶ月間、営業可能

届出

みなし許可業者  
(起算日：1号施行日)

廃掃法の許可を  
取得していない業者

3ヶ月間、営業可能  
(なお、廃棄物たる使用済  
自動車は扱えない)

許可申請

許可

(審査中は営業可能)

許可

不許可

1号施行日以降は解体業 破砕業を行う者は  
自動車リサイクル法の業許可が必要

別添 1